

A. 該当するケース

日本に居住する知人を訪問する場合（三親等を越える親族も知人に含まれます。）

B. 提出書類（各書類の詳細は、[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00898.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)）

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の③と④は不要

- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

〔申請人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑤ 預金残高証明書
- ⑥ 納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）

【日本側で用意する書類】（作成・発行から3月以内のもの）

- ⑦ 招へい理由書※（申請人との関係を詳細に記載。別紙使用可）
- ⑧ 滞在予定表※
- ⑨ 住民票（知人及び身元保証人のもの）

☞ 世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの）

【併せて提出する書類】

- ⑩ 知人関係（又は三親等を越える親族関係）を証明する資料
  - ・知人の場合→写真、Eメール写し、送金（送品）控、パスポート写し等
  - ・三親等を越える親族の場合→出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本等

〔日本在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑪ 身元保証書※
- ⑫ 以下の書類のいずれか1点（複数提出も可。源泉徴収票は不可）  
所得証明書、（総所得額の記載のある）納税証明書、確定申告書控、預金残高証明書